

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和4年2月16日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 上 篤 久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成18年長崎県後
期高齢者医療広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号アを次のように改める。

ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が
1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定
に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新さ
れる場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を
同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常
勤職員

第16条第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が定める非常勤職
員以外の非常勤職員

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、
又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育

児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。